

第百四十一回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 三 号

平成九年十月二十九日(水曜日)

正午開議

出席委員

委員長 笹川 義君

理事 太田 誠一君

理事 八代 英太君

理事 赤松 正雄君

理事 北村 哲男君

理事 奥野 誠亮君

理事 下村 博文君

理事 横内 正明君

理事 渡辺 喜美君

理事 漆原 良夫君

理事 福岡 宗也君

理事 佐々木秀典君

理事 園田 博之君

出席國務大臣

法務大臣 下福葉耕吉君

出席府政委員

法務政務次官 横内 正明君

法務大臣官房長 頃安 健司君

法務省民事局長 森脇 勝君

法務省刑事局長 原田 明夫君

委員外の出席者

法務委員会調査

室長 海老原良宗君

十月二十八日

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例

に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提

出第一三三号)

同日

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法

制定に関する請願(佐々木陸海君紹介)(第一七

〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例
に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提
出第一三三号)

〇笹川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、商法及び株式会社の監査等に関する
商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案
を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。下福葉法務大
臣。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例
に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〇下福葉國務大臣 商法及び株式会社の監査等に
関する商法の特例に関する法律の一部を改正する
法律案につきまして、その趣旨を御説明いたしま
す。

この法律案は、最近の社会経済情勢及び株式会
社の運営の実態にかんがみ、いわゆる総会屋の根
絶を図るとともに、株式会社の運営の健全性を確
保するため、商法及び株式会社の監査等に関する
商法の特例に関する法律の一部を改正しようとし
るものであります。

まず、商法につきましては、第一に、株主の権
利の行使に関する利益供与罪及び利益受供与罪の
法定刑を引き上げるとともに、利益供与要求罪並
びに威迫を伴う利益受供与罪及び利益供与要求罪
を新設し、また、利益供与を受けまたはこれを要

求した者に対し懲役刑と罰金刑の併科を可能とす
ることとしております。

第二に、会社荒らし等に関する贈収賄罪、取締
役等の特別背任罪及び取締役等の汚職の罪の法定
刑を引き上げることとしております。

第三に、その他の罪の罰金刑の上限を引き上げ
ることとしております。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に
関する法律につきましては、会計監査人の汚職の
罪の法定刑を引き上げることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決く
ださいようお願いいたします。

〇笹川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとしてしま
す。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十分散会

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特
例に関する法律の一部を改正する法律案
商法及び株式会社の監査等に関する商法の
特例に関する法律の一部を改正する法律
(商法の一部改正)

第一条 商法明治三十二年法律第四十八号の一
部を次のように改正する。

第四百八十六條第一項中「七年」を「十年」に、
「三百万円」を「千万円」に改める。
第四百八十七條、第四百八十九條、第四百九
十條第一項、第四百九十一條及び第四百九十二
條ノ二中「二百万円」を「五百万円」に改める。
第四百九十三條第一項中「三年」を「五年」に、

「百万円」を「五百万円」に改め、同条第二項中
「亦前項二同ジ」を「ハ三年以下ノ懲役又ハ三百
万円以下ノ罰金ニ処ス」に改める。

第四百九十四條第一項中「一年」を「五年」に、
「五十万円」を「五百万円」に改める。
第四百九十六條中「五十万円」を「百万円」に改
める。

第四百九十七條第一項中「六月」を「三年」に、
「三十万円」を「三百万円」に改め、同条に次の三
項を加える。

株主ノ權利ノ行使ニ関シ会社ノ計算ニ於テ第
一項ノ利益ヲ自己又ハ第三者ニ供与スルコト
ヲ同項ニ掲グル者ニ要求シタル者亦同項ニ同
ジ

前二項ノ罪ヲ犯シタル者其ノ実行ニ付第一項
ニ掲グル者ニ対シ威迫ノ行為アリタルトキハ
五年以下ノ懲役又ハ五百万円以下ノ罰金ニ処
ス

前三項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役
及罰金ヲ併科スルコトヲ得
(株式会社の監査等に関する商法の特例に關す
る法律の一部改正)

第二条 株式会社の監査等に関する商法の特例に
関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一
部を次のように改正する。

第二十八條第一項及び第二項中「三年」を「五
年」に、「百万円」を「五百万円」に改める。
第二十九條中「百万円」を「三百万円」に改め
る。

附 則
この法律は、公布の日から起算して二十日を経
過した日から施行する。

理 由
最近の社会経済情勢及び株式会社の運営の実態

にかんがみ、いわゆる総会屋の根絶を図るとともに株式会社等の運営の健全性を確保するため、株式会社について、株主の権利行使に関する利益供与の罪及び利益供与を受ける罪等の法定刑の引上げ、株主の権利行使に関する利益供与の要求罪及び威迫を伴う利益供与の要求罪の新設等の所要の罰則の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。